

情報・システム研究機構経営協議会規則

平成16年4月1日
制 定

最近改正平成27年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第20条第3項の規定に基づき、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構経営協議会(以下「経営協議会」という。)の組織及び運営について定めるものとする。

(組織)

第2条 経営協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 機構長
 - 二 機構長が指名する理事 4人以内
 - 三 機構長が指名する職員 6人以内
 - 四 その他機構長が指名する機構外の有識者で、組織運営規則第21条により置かれる教育研究評議会の意見を聴いて機構長が任命するもの
- 2 経営協議会の委員の過半数は、前項第4号に定める委員でなければならない。

(任期)

第3条 前条第1項第3号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、機構長の任期の末日を超えることはできないものとする。

2 前条第1項第3号及び第4号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第4条 機構長は、議長として経営協議会の会務を総理する。

- 2 経営協議会に副議長を置き、議長が指名する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときは、その職務を行う。

(招集)

第5条 経営協議会は、議長が主宰し、これを招集する。

(議事)

第6条 経営協議会は、組織運営規則第20条第2項に定める事項について審議する。

- 2 経営協議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 3 経営協議会の議事は、別に定める場合を除き出席した委員の3分の2以上をもって決する。

(職員等の出席)

第7条 機構長は、必要に応じ職員を出席させ、説明又は報告を求めることができる。

(庶務)

第8条 経営協議会の庶務は、事務局総務課において処理する。

(運営の細目)

第9条 この規則に定めるもののほか、経営協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(改正)

第10条 この規則の改正は、経営協議会の議を経て機構長が行う。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年6月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。